

函館市国民健康保険高額療養費受領委任払い実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（以下「法」という。）第57条の2の規定に基づく、高額療養費支給の特例について必要な事項を定めることを目的とする。

(委任払い取扱機関)

第2条 高額療養費受領委任払いの取扱い機関は、函館市内の法第36条第3項に規定する保険医療機関等を対象とするが、保険医療機関等の事情により対応するものとする。

(対象者)

第3条 この要綱による対象者は、保険医療機関等に対し高額療養費に相当する医療費の支払いが、真に困難な被保険者世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）であって、一部負担金に自己負担限度額を支払った後に高額療養費の受領権限を当該保険医療機関等の同意を得て委任したものとする。

2 前項に規定する高額療養費に相当する、医療費の支払いが真に困難な世帯とは、次に掲げる世帯の世帯主とする。

(1) 当該世帯に属する被保険者の療養に要する一部負担金が、入院期間が長期にわたる等により、医療費が著しく高額でその支払いが困難な世帯。

(2) 世帯主および当該世帯に属する被保険者すべてについて、市道民税が課税されていない世帯。

(3) 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める世帯。

(手続き)

第4条 高額療養費受領委任払いの適用を受けようとする世帯主は、次の各号に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。ただし、世帯主の承諾を得て保険医療機関等が世帯主に代って提出することができる。この場合、診療月の翌月20日までに市へ送付するものとする。

(1) 国民健康保険高額療養費支給申請書兼受領委任状

(2) 領収書（自己負担限度額）

(3) その他，特に市長が必要と認める書類
（支払い）

第5条 市は，北海道国民健康保険団体連合会で審査決定した診療報酬明細書により確認し，高額療養費の支給を決定したときは，国民健康保険高額療養費支給申請書と照合のうえ，委任状に基づき保険医療機関等に当該高額療養費を支払うとともに，国民健康保険高額療養費支給決定通知書により通知するものとする。

（適用除外）

第6条 第2条に規定する対象者が次に掲げる場合は，この要綱を適用しないものとする。

(1) 交通事故等の第三者の行為による医療や闘争，泥酔及び故意の犯罪等による負傷や疾病であると認められるとき。

(2) 資格確認書（特別療養）等による診療を受けたとき。

（覚書の締結）

第7条 この要綱の円滑な運営を図るため，函館市医師会等と覚書を取り交わすものとする。

附 則

この要綱は，平成2年7月1日から施行し，平成2年7月診療分から適用する。

附 則

1 この要綱は，令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際，現に改正前の要綱の規定に基づき使用されている用紙は，当分の間，適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

1 この要綱は，令和6年12月2日から施行する。